

令和5年5月

回覧

自転車マナーアップ強化月間

実施要綱

1 目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上等を促進することにより、自転車利用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

2 期間

令和5年5月1日(月) ~ 令和5年5月31日(水)

毎月10日は「県民交通安全の日(※)」です。

(※)地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日。

3 重点目標

- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 自転車乗車時のヘルメット着用の推進
- 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進



4 推進方法

推進機関・団体は、相互に連携して、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等努め、各組織に具体的推進事項の周知徹底を図ります。また、多くの県民が月間の取組に参加できるよう、テレビ、新聞、SNS等を活用した広報啓発の推進に努めます。

具体的推進項目

利用者は…

- 自転車は**車の仲間**です。原則として**車道の左側**を通行しよう。
- 自転車に乗る時は、**ヘルメット**を着用しよう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、**安全確認**を徹底しよう。
- **夜間はライト**を点灯しよう。
- **飲酒運転、二人乗り、並進の禁止**を徹底しよう。
- **傘差し、スマートフォン等の使用**はやめよう。イヤホン等の使用は危険です。
- 万が一の事故に備えて**自転車保険**に必ず加入しよう。



家庭・地域・学校では…

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を推進しよう。
- 自転車の点検整備を徹底しよう。
- 家庭において、自転車の交通ルールやマナーについて安全教育を行おう。



宮崎県交通安全対策推進本部

「ヘルメット着用」「自転車保険加入」で自分の身を守りましょう

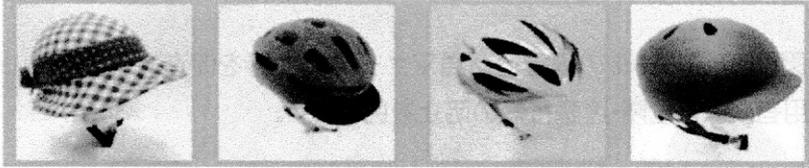
■令和4年中の自転車事故件数

自転車事故 413件(県内全ての交通事故の約1割を占める)

内訳 死者2名 負傷者399名 ※死傷者数は自転車乗車中に死傷した人数

■全年代で「ヘルメット着用」が努力義務になりました！

改正道路交通法で令和5年4月1日から努力義務化されました。ヘルメット非着用時の致死率は、着用時の約2.2倍です。また、ヘルメット非着用で亡くなった人のうち、約6割が頭部を損傷しています(H29～R3年計)。



ツバのあるものや帽子型など、さまざまなヘルメットが販売されています。

■「自転車保険加入」は県条例で義務化されています！

過去には、兵庫県で、男子小学生が加害者となる事故に対し、9,521万円の高額賠償事例が発生しています。自転車保険には、自動車保険や火災保険等の特約、クレジットカードの付帯保険のほか、コンビニやネットで手軽に加入できるものもあります。万が一に備えて、自転車損害補償保険等に加入しましょう。

令和4年度
交通安全ポスターコンクール
入賞作品

中学生の部
佳作
椎愛莉さんの作品



自転車安全利用五則

- ① **車道が原則、左側を通行**
歩道は例外、歩行者を優先
- ② **交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
- ③ **夜間はライトを点灯**
- ④ **飲酒運転は禁止**
- ⑤ **ヘルメットを着用**

宮崎県交通事故相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

- ◆ 場所 県庁1号館4階
宮崎市橋通東2丁目 10 番1号
☎ 0985-26-7039
- ◆ 相談日時
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後3時半

安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

- ◆ 相談窓口
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後5時
- 宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999(音声案内2番)
- 都城運転免許センター ☎0986-25-9999(直通)
- 延岡運転免許センター ☎0982-33-9999(直通)
- 安全運転相談ダイヤル ※8080
⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分